

# 高等学校等就学支援金の交付を受けるまでの資金繰りに、短期融資を利用できます。

## 【制度概要】

### 1. 対象となる学校法人

高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校を設置する学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人で、高等学校等就学支援金の交付を受けるまでの間に、一時的な資金不足が見込まれる法人。

※ ただし、授業料を従前どおり徴収する場合は、融資対象となりません。

### 2. 融資額の算定

- ・融資額は対象となる学校ごとに計算します。
- ・一学校あたりの融資上限額は、高等学校等就学支援金の第1四半期の交付予定額と当該高等学校等の平成22年度教育研究経費支出予算額及び管理経費支出予算額の合計額の25%以内のいずれか低い額とします。ただし、1,000万円を超えないものとします。複数の学校が対象となる場合は、設置する学校ごとの融資額の合計額を当該法人の融資額とします。

### 3. 返済期日・金利

- ・返済期日は融資を受けた年度の9月15日が最終期日で、元利一括返済です。
- ・融資金利は年0.7%、利息は融資を受けた日から返済日までの日割計算となります。

### 4. 融資要件

- ・当該学校法人の理事長を含む複数名(理事等)の連帯保証人が必要です。
- ・学校法人の理事会において、当該借入れ及び連帯保証人について意思決定がされていることが必要です。
- ・物上担保(土地・建物)は不要です。
- ・この融資は、高等学校等就学支援金の交付を受けるまでの間の資金繰り安定化を目的とするものですので、同支援金の交付を受けたら、直ちに私学事業団までご連絡ください。

### 5. 必要書類

- ・融資審査にあたっては、融資を必要とする理由、月別資金繰り表、都道府県への高等学校等就学支援金の申請額がわかる書面等を提出してください(月別資金繰り表の作成にあたっては、私学事業団融資資金の借入れと返済の関係がわかる資金繰り表としてください)。

### 6. その他

- ・金銭消費貸借契約は私学事業団と学校法人の間で締結します。
- ・融資金利は毎月見直しており、融資実行の際は契約時の金利を適用します。  
(3に記載した金利は、平成22年3月10日現在のものです。)

○お問い合わせ先  
日本私立学校振興・共済事業団 融資部融資課  
TEL 03-3230-7861~7867/FAX 03-3230-8570  
E-mail yushi@shigaku.go.jp